

# さいたま市人事評価制度 検討はじまる



「教員の評価に関する研究協議会」（以下「協議会」）を立ち上げ、教員の評価に関する諸問題を求めています。財界から二名、マスコミから一名、大学から一名、市教委から二名で構成されています。今年度中に中間報告を、来年度中には本報告を諮問することになります。すでに九月二十九日、一月一日、一月二六日と

示告議関教  
され（会す員  
る）案中研評  
）間究価  
提報協に

「汗を流し努力し工夫した人」を「評価」する「中間報告素案」

会議が開かれています。その三回目の会議に「教員の評価に関する研究協議会の中間報告（素案）」が、提案されました。この文書は多くの問題を含んでいますが、紙面の都合上二点についてだけ、指摘をしておきます。

いうのは、多くの教職員との共同によつて生み出されるものであつて、純粹に「個人の実績」といえるものなどないと思想します。

またここでいう「評価」とは何でしようか。「児童・生徒のために」流した汗であればそれは子どもたちから十分な評価を得られるはずですが、それ以上の「評価」とは何でしょうか。

「本的な考え方」の最初で、次のように述べています。  
「教員一人ひとりの資質・能力の伸張とともに、学校全体の教育力の一層の向上を図ることにより、子どもたちの健全な成長を図る観点から的人事評価システムとする」。教職員個人の評価の結果が最終的にお金と人事に収束していく人事評価システムが、「学校全体の教育力の一層の向上」に結

「人情」では、結局はお金と  
人事だったのです。

一国の基礎となる人材の育成が教育の目的

びつくのでしょうか。  
「お金と人事」のために競争させられるといううちは一人ひとりがバラバラにさせられるということです。バラバラになつた教職員がつくる学校が教育力を向上させるはずがないかもしれません。したがって「子どもたちの健全な成長」が図れるわけがありません。学校はますます荒れていふことが予想されます。

市教委は「協議会」の意見をきいて人事評価制度を整えていく」と明言しています。「協議会」の話しあいを注視すると同時に、私たちの意見をどうしどし市教委に寄せましょう。

す。これが教育基本法の「人格の完成」をめざすという立場です。私たちには「憲法」「教育基本法」に宣誓して公務員として働いているわけですから当然教育の目的は「人格の完成」なのです。  
そういう意味では、教育基本法からはずれる意見が出ても、市教委からは何も反論がされないとということはおかしいことです。市教委が何も言わなかつたからでしょうか、ある委員が「教育の目的は、人格の完成にある」という意見もありますので」と釘をさしたのは当然だつたと思います。